

情報提供

那医発第 357 号
令和 8 年 8 月 24 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」の更新について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

地区医師会担当理事 殿

沖 医 発 第 7 6 5 号

令和 8 年 8 月 12 日

沖縄県医師会

副会長 平安 申



「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」の更新について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」の更新についての通知となっております。

ベースアップ評価料については、毎年 8 月に報告書を提出することとなっており、令和 8 年 6 月 30 日付け沖医発第 533 号「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」では、ベースアップ評価料に係る報告書の記載方法についてご案内申し上げたところです。

このたび、7 月 30 日に報告書の様式が訂正されたことに伴い、上記「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」が別添のとおり更新されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報<令和 8 年度>」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」の更新について
(令和 8 年 8 月 5 日 (日医発第 892 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 892 号（保険）
令和 8 年 8 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿
郡市区医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」の更新について

ベースアップ評価料については、毎年 8 月に報告書を提出することとなっており、令和 8 年 6 月 26 日付け日医発第 603 号「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」では、ベースアップ評価料に係る報告書の記載方法についてご案内申し上げたところです。

今般、7 月 30 日に報告書の様式が訂正されたことに伴い、上記「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」を別添のとおり更新いたしましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報＜令和 8 年度＞」に掲載を予定しております。

<添付資料>

ベースアップ評価料「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」の作成・提出について
(説明資料)

ベースアップ評価料 「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」 の作成・提出について

(本資料は令和8年7月31日時点の情報に基づくものです)

【目次】

1. 令和8年8月の対応
2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法
3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法
4. 提出方法

1. 令和8年8月の対応

<ケース①>

令和6年度からベースアップ評価料を算定している場合。
→ 3ページをご確認ください。

<ケース②>

令和7年度からベースアップ評価料を算定している場合。
→ 4ページをご確認ください。

<ケース③>

令和8年度からベースアップ評価料を算定している場合。
→ 5ページをご確認ください。

1. 令和8年8月の対応

<ケース①>

令和6年度からベースアップ評価料を算定している場合は、
「賃金改善実績報告書」と「賃金改善中間報告書」の2種類の報告書を厚生局に提出します。

下記の2種類の報告書をご提出いただく必要があります。

- 令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）算定分の「賃金改善実績報告書」（改定前の様式）
⇒ 実績報告書は昨年8月に提出していただいたものと**同じ様式**です。
（ご不明な点がございましたら、6ページからの作成方法をご確認ください。）
- 令和8年度（令和8年6月、7月）算定分の「賃金改善中間報告書」（改定後の様式）
⇒ 中間報告書の作成については18ページにお進みください。

※令和8年4月、5月分の報告は不要です。

※メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出可能です。

1. 令和8年8月の対応

<ケース②>

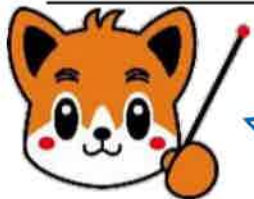
令和7年度からベースアップ評価料を算定している場合は、
「賃金改善実績報告書」と「賃金改善中間報告書」の2種類の報告書を厚生局に提出します。

下記の2種類の報告書をご提出いただく必要があります。

- 令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）算定分の「賃金改善実績報告書」（改定前の様式）
⇒実績報告書の作成については6ページにお進みください。
- 令和8年度（令和8年6月、7月）算定分の「賃金改善中間報告書」（改定後の様式）
⇒中間報告書の作成については18ページにお進みください。

※令和8年4月、5月分の報告は不要です。

※メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出可能です。



たとえば、令和8年3月からベースアップ評価料を算定している医療機関は、上記2種類の報告書をご提出していただくことになります。

1. 令和8年8月の対応

<ケース③>

令和8年度からベースアップ評価料を算定している場合は、
「賃金改善中間報告書」の1種類を厚生局に提出します。

下記の1種類の報告書をご提出いただく必要があります。

- 令和8年度（令和8年6月、7月）算定分の「賃金改善中間報告書」
→ 中間報告書の作成については18ページにお進みください。

※令和8年4月、5月分の報告は不要です。

※メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出可能です。



次ページ以降で「賃金改善実績報告書」、「賃金改善中間報告書」の作成方法をご説明いたします。

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】

○令和7年度のベースアップ評価料算定金額の「総額」

(又は令和7年度のベースアップ評価料算定期間における初診料、再診料等の算定回数)



レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます。
(レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください)

○令和7年度のベースアップ評価料の算定開始月 (1ヶ月分のみ) における

- ・対象職員の人数 (常勤換算)

- ・賃金改善後の基本給等総額

※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です

※対象職員全員分の基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です

- ・賃上げ実績額 (総額)

※令和7年度ベースアップ評価料の算定開始月の前後を比較して、基本給等総額の増額分を調べておきます

※賃上げ実績額に定期昇給分は含まれませんので、ご注意ください

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

まず「賃金改善**実績**報告書」を準備します。

令和7年度算定分であるため、改定前の旧様式を使用します。



厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



9. 賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいたします。

★報告書の作成方法（わかりやすい説明資料・解説動画）【近日公開予定】

令和7年度実績報告書・令和8年度中間報告書を作成する際の作成要領について、詳しく説明した動画になります。
報告書を作成する際にご参照ください。

【説明資料】

【近日公開予定】

【解説動画（YouTube動画）】

【近日公開予定】

【令和7年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

令和7年度に算定したベースアップ評価料について令和8年8月に提出してください。【2026.07.31更新】

【旧様式】

・病院及び有床診療所用

X R7実績報告書様式【病院・有床診療所】【325KB】



PDF 記載例【158KB】

・診療所及び歯科診療所用

X R7実績報告書様式【診療所・歯科診療所】【325KB】



PDF 記載例【123KB】

・訪問看護ステーション用

X R7実績報告書様式【訪問看護ステーション】【157KB】



PDF 記載例【142KB】

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

- 「賃金改善実績報告書」(診療所版)の全体像は以下のとおりです。
- 基本的には、①から⑥の項目を入力することで報告書が完成します。

別添 (診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和 年度分) 報告対象年度を記載します

保険医療機関コード
保険医療機関名
所在地 都道府県 (選択してください)
連絡先 住所 担当氏名 電話番号

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間
(1) 賃金改善実施期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料【Ⅰ】等による収入の実績額
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料【Ⅱ】等による収入の実績額
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】 0 円

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況
※ ベア等とは、基本給及び決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。
(6) 翌年度への繰越予定額
(7) 前年度からの繰越額 (令和7年度分報告時のみ記載)
(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】 0 円
(9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。 ☐ 問題あり

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
※ ベア等の定義はⅡ-2を参照のこと。
※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金」には含まないこと。

【ベースアップ評価料対象職員について】
Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 円
(12) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) 円
(13) ベア等による賃金増率【(12)÷(11)×(100)】 0.0 %

【ベースアップ評価料対象外職員について】 ※上記でベースアップ評価料対象職員に計上した職員を除く
(14) 以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無
☐ 在籍している
☐ 在籍していない
※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。
Ⅳ. 40歳未満の勤務医等、専ら事務職員の基本給等に係る事項
(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円
(17) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円
(18) ベア等による賃金増率【(17)÷(16)×(100)】 0.0 %

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項
(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円
(21) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷(20)×(100)】 0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名

項目		記載事項
①	基本情報	保険医療機関コード、保険医療機関名、所在地、連絡先を記載
②	I 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	令和7年度において賃金改善を実施した期間(=ベースアップ評価料を算定した期間)を記載
③	II-1 ベースアップ評価料による収入の実績額	令和7年度におけるベースアップ評価料の算定金額の総額を記載
④	II-2 ベースアップ評価料による収入の繰越状況	繰越額の有無や、算定したベースアップ評価料をベア等実施分に使い切ったかを確認
⑤	III ベースアップ評価料の対象職員(全体)の基本給等	ベースアップ評価料で賃上げを行った対象職員の人数、基本給等総額、賃金改善した額を記載 (1ヶ月分のみ)
⑥	IV、V ベースアップ評価料の対象職種以外の職員の賃上げ	40歳未満の勤務医や、専ら事務のみを担当している事務職員が在籍している場合、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載 (1ヶ月分のみ)

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「基本情報」を入力します。

保険医療機関コード	1234567
保険医療機関名	●●クリニック
所在地	都道府県 東京都
住所	文京区本駒込●－●－●
連絡先	担当者氏名 日医 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX

- 保険医療機関コード
- 保険医療機関名
- 所在地
- 連絡先 を入力します

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します。

具体例①

令和7年10月に届出を行い、同年11月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 7 年 11 月 ~ 令和 8 年 3 月 5 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 11 月 ~ 令和 8 年 3 月 5 ヶ月

具体例②

令和8年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額」を入力します。

令和7年度にベースアップ評価料を算定した期間(前のページの(2)の期間)におけるベースアップ評価料の算定金額総額を記載します。



レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます。
(レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください)

例) 令和8年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和8年3月の初診料の算定回数(100回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 初診時 6点	=	600点	(6,000円)
令和8年3月の再診料の算定回数(500回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 再診時 2点	=	1,000点	(10,000円)
ベースアップ評価料の算定金額総額		1,600点	(16,000円)

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】	
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額	16,000 円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額	0 円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】	16,000 円

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況」を入力します。

- 翌年度への繰越予定額や、前年度からの繰越額があれば記載します。
- 算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったかを確認して、チェックします。

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況	
※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。	
(6) 翌年度への繰越予定額	0円
(7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	0円
(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】	16,000円
(9) (8) について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒ 問題なし

繰越額がなければ0円と入力します。

算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったことを確認したら、ここにチェックしてください。



- ① 計画よりもベースアップ評価料の算定金額が増えた場合の対応例
⇒ 翌年度への繰越予定額として(6)に記載する
(令和7年度の賃金改善計画では繰越を予定していなかったとしても可)
- ② ベア等に連動して引き上げられた賞与、時間外手当、法定福利費等の具体的な金額については報告する必要はありません。(9)にチェックをいれるだけでOKです。

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅲ. ベースアップ評価料の対象職員の基本給等に係る事項」を入力します

令和7年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)の対象職員の

- ✓ 人数(常勤換算数)を(10)に、
- ✓ 基本給等総額を(11)に、
- ✓ 賃金改善した額を(12)に入力します。

※ 算定開始月1か月分のみ報告ですので、年度の途中で人数や賃上げ額が変更になったこと等の報告は不要です。

※ 賃金改善計画書に記載した金額と報告書の記載が異なっても問題ありません。

【ベースアップ評価料対象職種について】		
Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項		
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	3.0	人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	700,000	円
(12) ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）	13,734	円
(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12)) 】	2.0	%



(10)～(13)については、次ページ以降でもう少し詳しくご説明します

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

令和7年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)に関する以下の数値を入力します

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・ **パート職員**も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です。
- ・ **事務職員**であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は「その他医療に従事する職員」として対象職員に含めることができます。

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・ 基本給等とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額であり、その総額（対象職員全員の基本給等の総額〔1か月分〕）を記載します。

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・ 以下のように計算します
「ベースアップ後の基本給等総額」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額」＝(12)
- ・ なお、定期昇給による賃金増加分は(12)には含めません。

(13) ベア等による賃金増率

- ・ この数値は自動計算されます。
- ・ この数値が令和7年度の**政府目標2.0%**に達していなくても問題ありません。

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

具体例(令和8年3月からベースアップした診療所の場合)

(10) 対象職員の常勤換算数

- 令和8年3月時点の職員数は、常勤看護師1名、常勤の事務職員1名、パートの事務職員2名（常勤換算すると1名）であり、当該事務職員は患者の検温や診察室への移動の補助等も行っている場合
⇒ 「(10) 対象職員の常勤換算数」は「3.0人」と入力

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- 令和8年3月分として支払う賃金のうち、上記「対象職員 3.0人」に支払う基本給等総額（つまり、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額）は700,000円であり、同月中に定期昇給はしていない場合
⇒ 「(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」は「700,000円」と入力

(12) ベア等による賃金改善実績額

- もし令和8年3月にベースアップしなかった場合に、上記「対象職員 3.0人」に令和8年3月分として支払う基本給等総額が686,266円であった場合

⇒ 「(12) ベア等による賃金改善実績額」は「13,734円」と入力

(計算例)

「(11)のベースアップ後の基本給等総額 700,000円」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 686,266円」＝ 13,734円

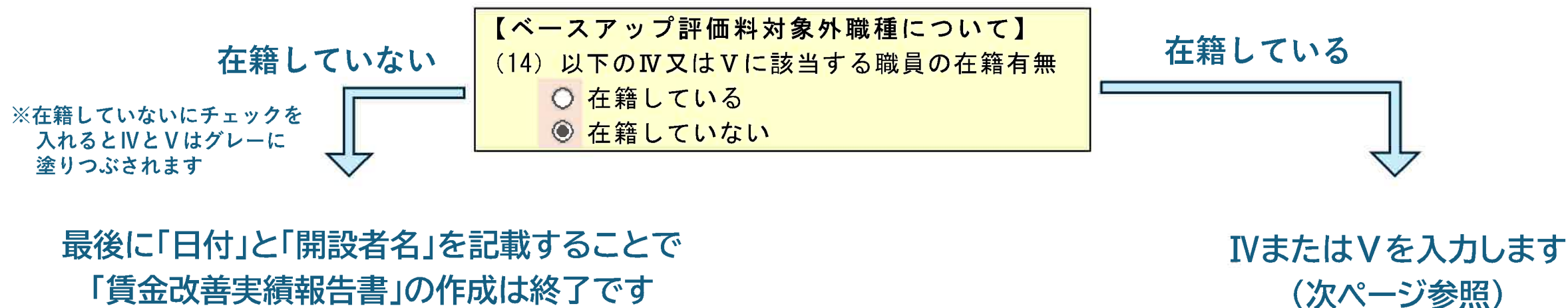
(13) ベア等による賃金増率

- この数値は $(12) \div ((11) - (12))$ により自動計算され、その結果、2.0%となります。
- この数値が令和7年度の政府目標2.0%に達していなくても問題ありません。

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

「Ⅳ. 40歳未満の勤務医師の基本給等に係る事項」 「Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項」の入力について

- ✓ 「40歳未満の勤務医師」や「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合のみ、入力します。
- ✓ 事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者で、「その他医療に従事する職員」として(10)の「対象職員」に含めた事務職員は「Ⅴ」の「事務職員」には該当しません。



本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 3 日 開設者名： 日医 太郎

2. 「賃金改善実績報告書」の作成方法

- 「40歳未満の勤務医師」や、「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合は、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を、賃上げの有無に関わらず記載します。
- 令和7年度にベースアップ評価料の算定を開始した月（1か月分）の人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載します。

※ 以下は（14）で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
（15）40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	1.0 人
（16）40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	1,000,000 円
（17）ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
（18）ベア等による賃金増率【（17）÷（（16）－（17））】	0.0 %
Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項	
（19）事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	1.0 人
（20）事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	200,000 円
（21）ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
（22）ベア等による賃金増率【（21）÷（（20）－（21））】	0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 01 日 開設者名： 日医 太郎

賃上げを行っていない場合、賃金改善実績額は「0円」と記載します。

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで「賃金改善実績報告書」の作成は終了です。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】

※令和8年6月から改定後のベースアップ評価料を算定している場合

- 令和8年6月、7月の初診料と再診料等の算定回数

- 令和8年6月の対象職員の人数（常勤換算）

※令和7年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの常勤換算数を調べておきます

- 令和8年6月の賃金改善後の基本給等総額

※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です

※令和7年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの基本給等総額を調べておきます

（なお、対象職種ごとの基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です）

- 令和8年5月時点の給与体系

※令和8年5月の基本給等総額と令和8年6月の基本給等総額とを、

看護職員や看護補助者等、対象職種ごとに比較できるように準備しておきます

注：令和8年度改定後のベースアップ評価料による収入を、4月からの賃金改善に充当した場合は、

令和8年3月の基本給等総額と令和8年6月の基本給等総額とを、比較できるように準備しておきます

- 令和7年6月～令和8年5月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）

- 令和8年6月、7月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】

※令和8年7月から改定後のベースアップ評価料を算定している場合

- 令和8年7月の初診料と再診料等の算定回数

- 令和8年7月の対象職員の人数（常勤換算）

※令和7年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの常勤換算数を調べておきます

- 令和8年7月の賃金改善後の基本給等総額

※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です

※令和7年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの基本給等総額を調べておきます
（なお、対象職種ごとの基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です）

- 令和8年5月時点の給与体系

※令和8年5月の基本給等総額と令和8年7月の基本給等総額とを、

看護職員や看護補助者等、対象職種ごとに比較できるように準備しておきます

- 令和7年6月～令和8年5月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）

- 令和8年6月、7月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

まず「賃金改善**中間**報告書」を準備します。
令和8年度算定分であるため、改定後の様式を使用します。

厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



9. 賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいたします。

【令和8・9年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局）

- ・こちらの賃金改善実績報告書は、令和8・9年度算定分の実績報告（中間・実績）を記載する様式です。
 - ・【提出月】と【提出する報告書】については以下の通りです
- | | | |
|---------|---|--|
| 令和8年8月 | ： | 令和8年度算定分の 中間 報告書 |
| 令和9年8月 | ： | 令和8年度算定分の 実績 報告書・令和9年度算定分の 中間 報告書 |
| 令和10年8月 | ： | 令和9年度算定分の 実績 報告書・令和10年度算定分の 中間 報告書 |

【報告書専用様式】一覧

※報告書専用様式になります。報告書の提出時に必要な様式シートのみが表紙されているExcelデータとなります。【2026.07.31更新】

・病院、診療所及び歯科診療所

× R8実績・中間報告書（病院・診療所用）【報告書専用様式】 [379KB]

・訪問看護ステーション



令和8年7月30日に
様式が修正されました

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

(参考)様式の修正について

- 令和8年7月30日に令和8年度の賃金改善中間報告書に係る**様式が修正されました。**
(「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(令和8年7月30日事務連絡))
 - 訂正前の様式により中間報告を行うことも可能ですが、以下の点にご留意ください。
 - 令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料による収入を用いて、令和8年**4月または5月から賃金改善を実施した場合、訂正前の様式では**、「令和8年5月時点の基本給等総額」と「令和8年6月時点の基本給等総額」とを比較するように示されるため、この**記載に従って入力した場合、賃上げの実績を示すことができません。**
- したがって、**4月または5月から賃金改善を実施した医療機関で、7月30日以前の訂正前の様式を使用する場合は、**
「令和8年5月時点の基本給等総額」を入力する欄については、
「令和8年3月時点の基本給等総額」と読み替えて入力してください。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

下記2つのシートに入力していただきます。

- 「別添^{べってん}2」
- 「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」

こちらにシートが並んでいるので、「別添2」や「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」をクリックすると該当シートが表示されます。

ここをクリックしていくと、右の方のシート名が表示されますので、「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」が出てくるまでクリックしてください。

別添2

20260501

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

1234567

届出番号

連絡先

担当者氏名： 日医 太郎

電話番号： 03-XXXX-XXXX

(届出事項)

報告書提出

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の施設基準に係る届出

↓チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。

☐ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づき、かつ現に違反していないこと。）を行ったことがないこと。

☐ 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

< >

別添2 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 様式96_外来・在宅ベースアップ評価料 (II)

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「別添2」のシートを入力します。

別添 2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

1234567

届出番号

連絡先

担当者氏名：

日医 太郎

電話番号：

03-XXXX-XXXX

(届出事項)

報告書提出

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

の施設基準に係る届出

「報告書提出」を選択してください。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートを入力していきます。

- 基本的に入力していただくのは、下記となります。
 - ✓ 令和8年6月、7月のベースアップ評価料の算定額
 - ✓ 対象職員ごとの賃金改善前と賃金改善後の基本給等総額及び賞与の支払い月数
- 次ページから、
「6月からベースアップ評価料(I)注5の点数を算定し、6月、7月の2か月間の合計で、初診料の算定回数が200回、再診料の算定回数が1,000回、対象職種が看護師2名、事務職2名」である医療機関の場合について記入した報告書を例に説明します。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

実際の記入例(全体像)1/2

例

Ⅱ. 報告する医療機関種別	
☒ 病院及び診療所 ☐ 歯科診療所	
Ⅲ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	
(1) 賃金改善実施期間	
令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月	
※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。 ※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。	
※ (中間報告書の書き方) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月～翌年3月)を記載すること。	
(1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐	
※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。	
(2) ベースアップ評価料算定期間	
令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月	
Ⅲ-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要ため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合	
(1) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐	
(1) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要ため ☐ その他の事由 どちらか一つを選択してください。	
(理由の詳細: 条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)	
Ⅳ-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】	
(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関 ☐	
(5) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額 円	
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)	
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。	
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額	74,000 円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額	0 円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4)+(5)+(6)】	74,000 円
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)	
※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。	
Ⅳ-1-1. ベースアップ評価料等による収入の継続状況	
(8) 前年度からの継続額(令和8年度分割報告時のみ記載)	0 円
Ⅳ-2. ベースアップ評価料等による収入の実績額(総計)	
(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(7)+(8)】	74,000 円

○ 以下、基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。(該当ない場合は0と記載)	
※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。	
※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。	
※ (15)のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。	
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。	
※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。	
【ベースアップ評価料対象職種について】	
V. ベースアップ評価料対象職員(全体)の月額賃金総額に係る事項	
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	4.0 人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	931,760 円
(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	900,000 円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(11)-(12)】	31,760 円
(14) ベア等による賃金増率【(13)÷(12)】	3.5 %
(15) 上記(13)以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間(1)の全期間】(該当ない場合は0と記載)	10,481 円
V-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項	
(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	2.0 人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	515,880 円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000 円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(17)-(18)】	15,880 円
(20) ベア等による賃金増率【(19)÷(18)】	3.2 %
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00 か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00 か月
V-3. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0.0 人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0 円
(25) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0 円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(24)-(25)】	0 円
(27) ベア等による賃金増率【(26)÷(25)】	%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00 か月
(29) 前年度の賞与の支給月数	0.00 か月
V-4. 事務職員の基本給等に係る事項	
(30) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	2.0 人
(31) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	415,880 円
(32) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	400,000 円
(33) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(31)-(32)】	15,880 円
(34) ベア等による賃金増率【(33)÷(32)】	4.0 %
(35) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00 か月
(36) 前年度の賞与の支給月数	0.00 か月
V-5. 看護補助者の基本給等総額に係る事項	
(37) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0.0 人
(38) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0 円
(39) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0 円
(40) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(38)-(39)】	0 円
(41) ベア等による賃金増率【(40)÷(39)】	%
(42) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00 か月
(43) 前年度の賞与の支給月数	0.00 か月

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

実際の記入例(全体像)2/2

例

V-6. 薬剤師の基本給等総額に係る事項		
(44) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
(45) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
(46) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(47) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（45）－（46）】		円
(48) ベア等による賃金増率【（47）÷（46）】		%
(49) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(50) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月
V-7. 歯科衛生士の基本給等総額に係る事項（歯科診療を主とする病院及び診療所の場合に記入）		
(51) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
(52) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
(53) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(54) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（52）－（53）】		円
(55) ベア等による賃金増率【（54）÷（53）】		%
(56) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(57) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月
V-8. その他の対象職種の基本給等に係る事項		
(58) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
(59) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
(60) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(61) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（59）－（60）】		円
(62) ベア等による賃金増率【（61）÷（60）】		%
(63) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(64) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月
VI. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか		
(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【（９）】	74,000	円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（13）×（賃金改善実施期間）】	63,520	円
(67) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（15）】	10,481	円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】	1	円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	
本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。		
令和	8	年
	8	月
	3	日
開設者名：	日医 太郎	

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例①

基本情報を入力します

様式100別添 1

病院及び診療所	賃金改善中間報告書 (令和 8 年度分)
保険医療機関コード 1234567	
保険医療機関名 ●●クリニック	

I. 提出書類の種類

☒ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別

☒ 病院及び診療所
☐ 歯科診療所

「8」を選択します。

このエクセル全体についてですが、緑色の部分は自動入力されます。

「賃金改善中間報告書」にチェックを入れます。

「病院及び診療所」にチェックを入れます。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例②

「賃金改善実施期間」と「ベースアップ評価料算定期間」を入力します

Ⅲ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	8	年	6	月	～	令和	8	年	7	月	2	ヶ月
----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----

※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。

※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。

※ (実績報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月～翌年3月)を記載すること。

(1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック

※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	8	年	6	月	～	令和	8	年	7	月	2	ヶ月
----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----

令和8年度改定後のベースアップ評価料を6月と7月に算定した場合、(1)の「賃金改善実施期間」及び(2)の「ベースアップ評価料算定期間」は「令和8年6月～令和8年7月」と入力します。
※令和8年7月から算定を開始した場合は、「令和8年7月～令和8年7月」と入力します。
※令和8年度改定後のベースアップ評価料による収入を、4月からの賃金改善に充当した場合も、6月及び7月分の賃上げ実績を報告します。

令和8年度改定後のベースアップ評価料による収入を用いて、4月から賃金改善を実施した場合、新様式では、ここにチェックを入れます。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例③

(参考)賃金改善のために条例改正が必要な医療機関

Ⅲ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合	
(i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため 本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック	☐
(ii) 計画値となる理由	☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
(理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)	

基本的にはチェックは入れません。
(公立医療機関で賃金改善のために条例改正が必要な場合などにチェックを入れます。)

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例④

「ベースアップ評価料」の算定実績額を入力します①

Ⅳ－１．ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】	
(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関	☐
(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は〇と記載。)	
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。	

ベースアップ評価料のみ算定している場合、チェックはしません。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑤

「ベースアップ評価料」の算定実績額を入力します②

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 等による収入の実績額	74,000 円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による収入の実績額	0 円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4) + (5) + (6)】	74,000 円
※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)	
※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。	

収入の実績額がない項目については「0」と記載します。

(2)で入力した「ベースアップ評価料算定期間」における初診料と再診料の回数をお調べいただき、「初診料算定回数×17点」+「再診料算定回数×4点」で算定点数が分かるので、円に直した額をご記入ください。

※注5の点数(初診時23点・再診時6点等)を算定している場合であっても、報告書においては初診時17点・再診時4点で計算します。

例) 令和8年6月、7月にベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和8年6,7月の初診料の合計算定回数(200回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 初診時 17点 = 3,400点 (34,000円)

令和8年6,7月の再診料の合計算定回数(1,000回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 再診時 4点 = 4,000点 (40,000円)

ベースアップ評価料の算定金額総額 7,400点 (74,000円)

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑥

前年度からの繰越額を入力します

「賃金改善中間報告書」においては0と記載することで差し支えありません。

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況	
(8) 前年度からの繰越額（令和8年度分報告時のみ記載）	0 円
Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）	
(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(7) + (8)】	74,000 円

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑦

対象職員「全体」の月額賃金総額等について

(10)から(14)には、対象職員「全体」の賃金総額等(月額)の数値が表示されますが、この数値は、このあと入力する「職種ごとの月額賃金」の合計額等が自動的に反映されます。

そのため、先に「職種ごとの月額賃金」に関する「V-2」～「V-8」の項目を入力をしてから(次ページ以降で説明)、戻って(15)をご記入ください。

【ベースアップ評価料対象職種について】

V. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	4.0	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	931,760	円
(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	900,000	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（11）－（12）】	31,760	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	3.5	
(15) 上記（13）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	10,481	円

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

※(15)はひと月分ではなく、令和8年6、7月分の合計額を記入するので、ご注意ください。

法定福利費の増加分について概算の場合、最大16.5%で計算できるとされております。
したがって、概算で計算する場合は、(13)の値の16.5%の2か月分なので、上の例の場合、
 $31,760円 \times 0.165 \times 2 \text{か月分} = 10,480.8円$ となります。

(Excelでは小数点以下切り上げとなるので、10,481円と表示されます。)

なお、時間外手当等の増加分については、概算の結果に加えて記載する必要があります。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑧

看護職員等について、賃上げ前後の基本給等総額等を入力します

(17)には、賃上げ後の令和8年6月における看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。

(18)には、賃上げ前の令和8年5月における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。

※いずれも全員分の基本給等を合算した総額が分かればよく、個人ごとの金額は記入不要です

(例) 看護師2名分の令和8年5月の基本給等総額が500,000円、令和8年6月の基本給等総額が515,880円であった場合、
(17)は515,880円、(18)は500,000円となります。

V-2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項		
(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	2.0	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	515,880	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（17）－（18）】	15,880	円
(20) ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	3.2	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

(注) 令和8年4月から賃金改善を実施した医療機関の場合

➢(18)の賃上げ前の額は、令和8年3月における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を入力します。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑨

看護職員等について、「賞与の支給月数」を入力します

V-2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項		
(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	2.0	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	515,880	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1ヶ月分）【（17）－（18）】	15,880	円
(20) ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	3.2	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

(21)については、令和8年6月、7月に実際に賞与として支給された月数をご記載ください。月数ではなく金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載してください。なお、賞与の支給がなかった場合は「0」を記載ください。

(22)については、令和7年6月～令和8年5月の期間における賞与の支払い月数をご記載ください。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑩

看護職員等以外の職種についても、同様に入力します

V-3. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項		
(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0.0	人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0	円
(25) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(24)-(25)】		円
(27) ベア等による賃金増率【(26)÷(25)】		%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0	か月
(29) 前年度の賞与の支給月数	0	か月

(参考) 看護職員等以外の職種について

- 「V-3」 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額に係る事項
- 「V-4」 事務職員の基本給等総額に係る事項
- 「V-5」 看護補助者の基本給等総額に係る事項
- 「V-6」 薬剤師の基本給等総額に係る事項
- 「V-7」 歯科衛生士の基本給等総額に係る事項
- 「V-8」 その他の基本給等総額に係る事項

対象職員がいない項目においても、
入力できる箇所は「0」を記載して
ください。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑪

結果を確認し、最後に開設者名等を入力します

Ⅵ. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか	
(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【(9)】	74,000 円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額(算定期間分)【(13) × (算定期間)】	63,520 円
(67) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額	10,481 円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【((66) + (67)) - (65)】	1 円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 9 日 開設者名: 日医 太郎

当初の想定よりも患者数が多く、中間報告の時点では、ベースアップ評価料による収入を使い切れなかった場合などは「賃金改善額充当不足」と表示されますが、その場合であっても、提出は可能です。

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで、「賃金改善中間報告書」の作成は終了です。

3. 「賃金改善中間報告書」の作成方法

留意点

○ベースアップ評価料等による収入の実績額について

- ・ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5（初診時23点・再診時6点）を算定している場合であっても、初診時17点・再診時4点で計算します。

○対象職員について

- ・ **パート職員**も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です。
- ・ 令和8年度診療報酬改定で、**事務職員**も対象職員となりましたが、事務職員とは「主として事務を担当している者（医師事務作業補助者（医療クラーク）、診療情報管理士を含む）を指す。」とされたので、中間報告書においては改定後の考え方でご記入ください。なお、改定で扱いが変わっておりますので、令和7年度実績報告書と令和8年度中間報告書において、「事務職員」の人数等が異なっても差し支えありません。

4. 提出方法

- メールでの提出が基本となります。医療機関の所在する都道府県の提出先メールアドレスは、厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からご確認ください。

提出先メールアドレスについては、
ここからご確認ください。

(※新様式では、「別添2」のシートに医療機関の所在地を入力すると、様式の欄外に自動的にメールアドレスが表示されます)

2. 届出様式（医療機関用）

ベースアップ評価料を届け出る場合

○届け出る様式はこちら【2026.07.31更新】

・ [X ベースアップ評価料届出様式（様式95～100）【381KB】](#)

◆【様式更新のお知らせ】（2026.05.27更新）

「入院診療のみを実施し、外来診療がゼロ件の医療機関」において、入院ベースアップ評価料の区分が正しく表示されない誤りがあり、様式を更新いたしました（2026/05/27付）。

それまでにダウンロードした様式を用いて、区分が「250」と表示された場合は、様式を再度ダウンロードして記入し、再提出をお願いいたします。ご提出の際は、管轄の地方厚生局事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、外来診療が1件以上の医療機関には影響はなく、問い合わせや再提出は必要ありません。

○様式が完成したら・・・【2026.07.30更新】

ベースアップ評価料等に係る届出は、医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレスにExcelファイルを提出することにより行ってください。

また、ベースアップ評価料の届出様式以外のファイル（下記例）は添付しないでください。

- ・ PDF、Zip、スプレッドシート等のExcel以外のデータ形式
- ・ 独自に作成、加工、パスワード設定したファイル
- ・ OneDrive等の共有リンク

なお、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。詳細は下記PDFファイルをご覧ください。

・ [都道府県別専用メールアドレス一覧【63KB】](#)

- メール提出時、メールに添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードを記入して、ファイルを添付します。（実績報告書と中間報告書を提出する場合、2つのファイルを添付します。）

（例：「1234567__令和7年度ベースアップ評価料賃金改善実績報告書」

「1234567__令和8年度ベースアップ評価料賃金改善中間報告書」

〔医療機関コード〕

- メール本文にも、医療機関名や連絡先を記載します。
- メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出してください。

4. 提出方法

- 書面での届出については以下の点にご留意ください。
 - 報告書は、保険医療機関が所在する都道府県を管轄する事務所（東京都の場合、「東京事務所」）に提出してください。
 - 8月31日（月）必着で送付する必要があります。8月31日の消印ではなく、「必着」である点にご留意ください。なお、保険医療機関において写しを適切に保管してください。
 - 郵送により提出した報告書が到着したか確認したい場合は、輸送状況を追跡することができるサービス（レターパック、簡易書留等）を利用する等の方法によりご確認ください。